

☆ お子さまの出生からパスポート取得まで ☆

1. 戸籍謄本の英訳証明をご準備ください。(Marriage Certificateに代わるものです。)

出産予定日3～4週間前までにご準備することをお勧めします。

この英訳証明には、日本の公証役場、法務局、外務省、及び、在日UAE大使館の認証が必要です。

詳細は、 <http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/> 領事情報 → 各種証明をご参照ください。

- ・ この英訳証明をお持ちの方は、次の手続き 2. を行ってください。
- ・ 外国政府発行の婚姻証明をお持ちの方は、必要な手続きを行った後、次の手続き 2. を行ってください。
- ・ 原則、UAE政府のルールにより、当館発行の婚姻証明及び翻訳証明は、UAE政府機関では受け付けてもらえません。

【婚姻により母の氏を変更しているといった理由で当局よりAFFIDAVITの提出が求められた場合】

必要に応じて、当館発行の「婚姻証明(Marriage Certificate)」を申請して当局へ提出してください。

ご申請に関しては、 <http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/> 領事情報 → 各種証明をご参照ください。

※本証明書には、UAE外務省からの認証は不要です(認証をうけることはできません)。

2. 戸籍謄本の英訳証明にUAE外務省からの認証をうける。

- UAE 外務省 ドバイ事務所 (Khalid Bin Al Waleed Rd 沿い)
- Al Manara Center (Noor Bank メトロ駅) 、 - Al Towar Center (Al Qusais 地区)

3. お子さまが生まれたら、病院から Birth Notification を取得する。

1～2で取得した戸籍謄本の英訳証明書(または外国政府発行の婚姻証明書)の提出または提示を求められます。

4. 出生証明書を取得する。※ 出生日から30日以内に取得してください。

出生証明書は、以下のいずれかの方法で取得できます。

① 私立病院 (Private Hospital)で出生した場合

Al Karama Medical Fitness Center, Al Rashidiya Medical Fitness Center のいずれかにて取得

受付時間: 月～木: 午前7時～午後3時30分(出生証明書の申請は**午後2時まで**) 金曜日: 午前7時～午前11時

② UAE連邦政府の病院で出生した場合

Rashidiyah Preventive Medicine Center にて取得

受付時間: 月～木, 午前7時30分～午後2時30分

③ 代書業者の代行サービスを利用する。(病院内にオフィスがある場合もあります。)

<基本必要書類 (追加書類を求められることもございます。)>

- ・ Birth Notification 原本
- ・ 戸籍謄本の英訳証明書 (UAE外務省の認証をうけたもの) 原本
- ・ 両親の旅券原本、及び、その写し
- ・ 両親のエミレーツID原本、及び、その写し

アラビア語と英語の両方の出生証明書を取得してください。

(当館への出生届は、アラビア語の出生証明書のみでも届出は可能です。)

重要: 出生証明書にUAE外務省の認証を同時に申請することをお勧めします。

申請書にUAE外務省の認証を希望するか否か、チェックを入れることができます。

5. 出生届を出す (在外公館へ届出、又は、本籍地役場へ直接送付もできます。)

出生日から**3ヶ月以内**に届出をしてください。(在ドバイ日本国総領事館 04-293-8888)

【注】外国で生まれ、出生によって外国籍の国籍を取得した子(両親どちらかが外国籍の場合など)について、

日本国籍を留保しようとするときは、3ヶ月以内に届出を行わないと受理ができなくなります。

届出が遅れないよう特に注意してください。

詳細につきましては、https://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itpr_ja/visa_koseki.html → 出生届をご参照ください。

・届出後、お子様が戸籍に載るまで1ヶ月半～2ヶ月を要します。戸籍登録が完了したか、ご自身で本籍地役場までご確認のうえ(当館では確認することができません)、戸籍謄本を取得してください。

6. パスポートを作る (当館で申請できます。) 交付までに要する日数:1ヶ月程度

<必要書類>

- ・ 発行から6ヶ月以内の戸籍謄本の原本 ※ お子さま(新生児)が記載されたもの
※令和7年3月24日から「戸籍電子証明書提供用識別符号」の提出により、戸籍謄本の提出の省略が可能になります。
詳しくはご自身の本籍地役場までご確認ください。
- ・ パスポート用の写真 1葉
- ・ 申請書 ※当館窓口備え付け、又は、ダウンロードもできます <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>
- ・ 申請に来られる両親どちらかの旅券原本

※オンラインでのご申請も可能です。まずは、オンライン在留届(ORRネット)にお子様を登録してください。

参考: https://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itpr_ja/visa_passport.html

7. UAEレジデンスビザを取得する。

出生日から120日以内にUAEレジデンスビザの取得またはUAEを出国をする必要があります。

UAEレジデンスを取得せずに当国を出国する方は、出国許可(Out Pass)を取得する必要があります。